



マニユライフの投資型年金
ManuSolution
マニユソリューション

ご契約の際には「重要事項のお知らせ／ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「重要事項のお知らせ／ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

- | | | |
|-------------------------------|-------------------------|----------------|
| ◀「重要事項のお知らせ／ご契約のしおり／約款」記載事項の例 | ●お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について | ●責任開始期について |
| | ●ご職業などの告知義務について | ●解約と解約返戻金について |
| | ●給付金などをお支払いできない場合について | ●契約内容の変更などについて |

○投資型年金マニユソリューションは、マニユライフ生命を引受会社とする生命保険商品です。預金とは異なりますので、預金保険制度の対象外となります。

詳しくは、**変額保険の販売資格を持つ募集人にご相談ください。**

募集代理店の担当者は、お客様とマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険の取扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取扱いを行うことができます。

なお、生命保険募集人の権限等および変額個人年金保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

【照会先／マニユライフ生命保険(株)】 0424-89-8112 ●お問い合わせ時間／月～金 9:00～17:00(年末年始及び祝日を除く)

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター／0120-063-730

ホームページ／<http://www.manulife.co.jp>

平成17年2月作成

心に描く理想のセカンドライフのために 最適なソリューションをあなたへ。

マニファクチャラーズ・インシュアランス・カンパニーの初代社長は、カナダ初代首相サー・ジョン・A・マクドナルド。
現在でもカナダの10カナダドル紙幣にその姿を残している。

将来のために、いま始めることが大切です。

将来に備えて、
十分な年金を
準備したい

セカンドライフは、こんなに長い

● 60歳の方の平均余命

男性 22.0年

女性 27.5年

● 平均余命表

	40歳	50歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
男性	39.7年	30.5年	22.0年	18.0年	14.4年	11.1年	8.3年
女性	46.2年	36.7年	27.5年	23.0年	18.8年	14.7年	11.0年

小数点第1位未満を四捨五入

厚生労働省「平成15年簡易生命表」

平均余命と平均寿命の違いについて
平均余命とは、各年齢者が将来平均して生きられる年数のこと。
0歳の平均余命を平均寿命といえます。

必要な資金は...

● ゆとりある老後生活費

平均 37.3万円

平成13年 生命保険文化センター
「生活保障に関する調査」

● 公的年金受取額

サラリーマン(専業主婦)世帯
65歳からの年金額
約 23.3万円

平成16年度水準 厚生労働省公表のモデル年金額
[夫の平均標準報酬月額36.0万円、
厚生年金保険40年加入]

20年間では
約 8,952万円

20年間では
約 5,592万円

20年間で
約 3,360万円
どのように
準備されますか?

今ある資産を、
効率的に
運用したい

ご存知ですか? 72の法則

資産を倍にするために必要となる、
およその年数と利回りを計算する方法です。

$$\text{年数} \times \text{利回り}(\%) = 72$$

* 72の法則「は」は「複利で何年、何%で運用すれば元金の倍になるのか」の目安を計算する為に使われる簡便な計算法であり、精緻な計算には適しません。

複利の効果でこんなに大きな差となります

利回りが6%の場合 $72 \div 6 = 12$ 年

利回りが0.1%の場合 $72 \div 0.1 = 720$ 年

計算はそれぞれ1年複利での運用を想定しており、税金・手数料は考慮していません。

「預ける」だけでなく
「育てる」資産づくりが
必要ではありませんか?

家族のために、
そろそろ遺すことを
考えたい

相続への備えには こんなことが必要です

納税資金の準備

基本的に「財産として評価されるもの」すべてが相続税の対象になります。そして、期限までに納税用の現金を準備しておかなくてはなりません。

相続財産の評価

相続財産の評価方法は、財産の種類や使用目的によって異なります。非課税財産・各種控除などにより評価額は大きく違ってきます。

財産の分割

どのように財産を分割するかで、トラブルになることも少なくないようです。「誰に」「何を」「どのくらい」「どのように」遺すのか、しっかり考えて準備しておく必要があります。

相続対策は
万全ですか?



選ばれています、変額個人年金保険。

変額個人年金保険とは、保険料を「特別勘定」と呼ばれるファンドに投入し、その運用実績に応じて将来受取る年金額などが変動する「生命保険」と「年金」および「投資信託」の機能を組み合わせた、これからの時代の個人年金保険です。

変額個人年金保険の機能イメージ

生命保険 + 年金 + 投資信託

変額個人年金保険のメリット

保険・年金商品としてのメリット

万一の場合には死亡保障(100%)があります。

運用期間中に被保険者が死亡された場合、運用成果に関わらず基本保険金額が最低保証されます。万一の場合のリスクに対応する生命保険ならではのメリットです。

年金として、様々な受取方法が選択できます。

ライフスタイルに合わせ、一定期間年金をお受けいただく確定年金、被保険者が生存されている限り一生年金をお受けいただく終身年金をお選びいただけます。

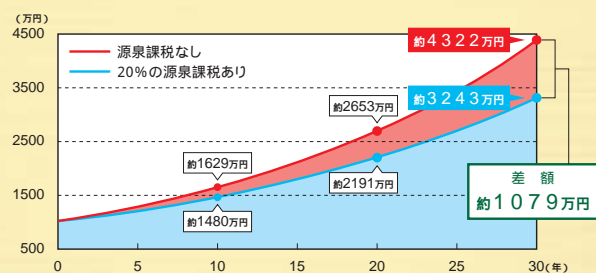
運用商品としてのメリット

複数の特別勘定から選択でき、多彩な運用が可能です。収益への課税繰り延べがあります。

運用収益に対する課税は解約時あるいは年金受取時まで発生しないため、複利の効果により効率的な運用成果が期待でき、運用期間が長期になればなるほどその効果は大きくなります。

分配金課税と課税繰り延べの差額は...
元本1,000万円、運用利率年5%の場合

右のグラフは毎年分配金に課税があった場合と課税が繰り延べされた場合の金額を示したもので、変額個人年金保険の運用について保証するものではありません。
図表は、受取時の税金、その他各種費用などを考慮していません。



相続への対応

相続に対する準備・対策に有効です。

変額個人年金保険は、一般の生命保険と同じく、相続時の死亡給付金に対する非課税枠の適用をはじめ、様々なメリットがあります。

納税資金の準備

万一の場合、死亡給付金は現金でお受けいただけます。また、死亡給付金は最低保証されます。

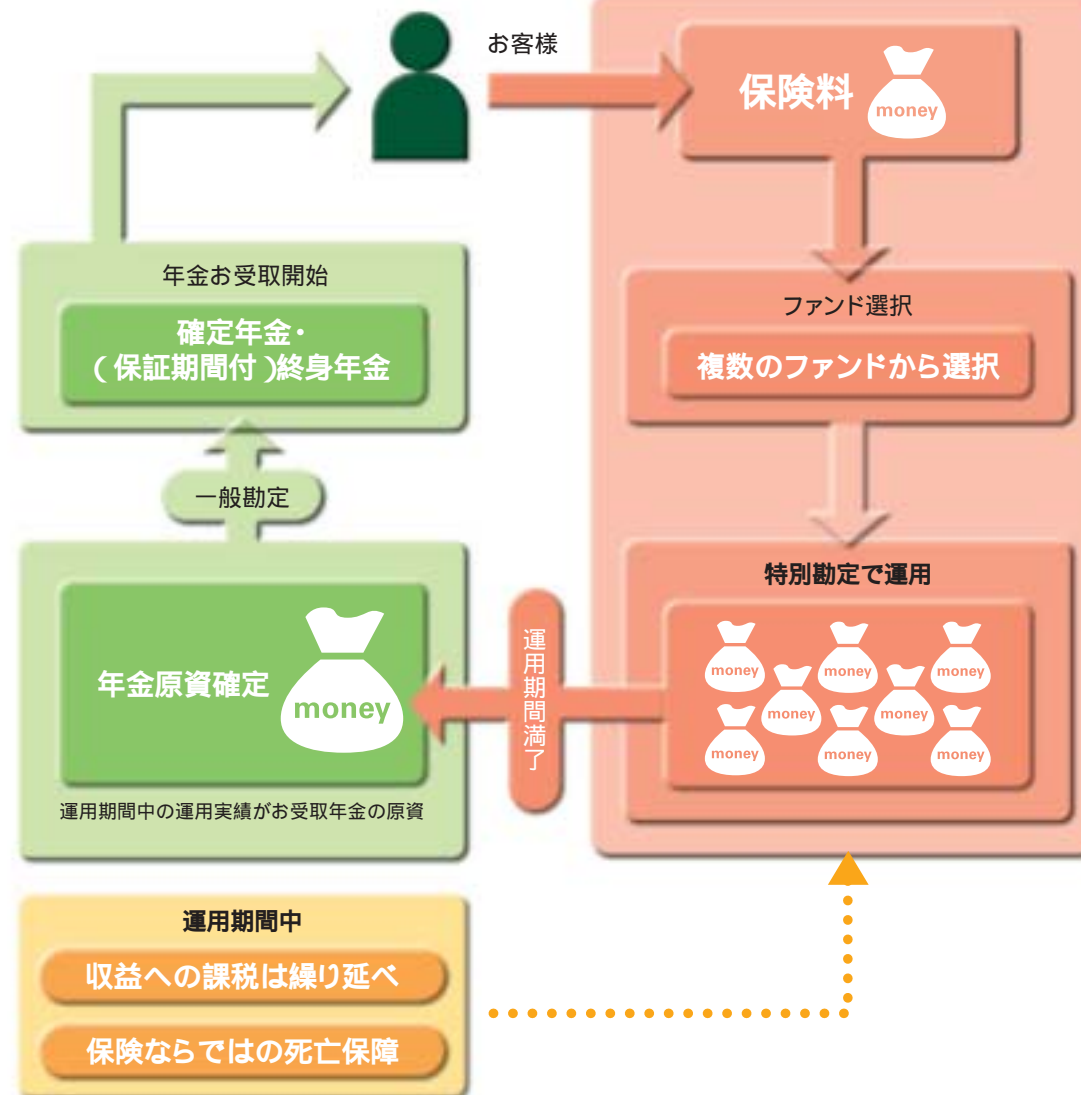
相続財産評価の圧縮

契約形態によって相続税法12条、24条が適用になります。詳しくは14ページをご覧ください。

財産の分割

死亡給付金は、受取人を指定することができます。

変額個人年金保険のしくみ



変額個人年金保険は、お支払いいただいた保険料を資産として運用するために「特別勘定」というファンドを設定し、主に株式や債券などに投資することにより、その資産の運用実績に応じて年金額が変動する生命保険です。他の保険種類の資産(一般勘定)とは区分され、独立して管理・運用されるため、特別勘定と呼ばれます。

年金支払開始日前までは特別勘定で運用されます。年金支払開始日以降は一般勘定で管理され、これにより確定した年金をお支払いすることができます。

ご理解いただけましたか？ 変額個人年金保険が選ばれているわけを...
さらに、マニユソリューションならではのソリューション(解決策)をご提案します。

それがマニユライフの創りあげた「ストロング・ストーリー」です。

StrongStory

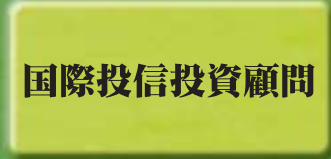
ストロング・ストーリー

理想のセカンドライフへとあなたを導く、信頼の道 標を「ストロング・ストーリー」と名づけました。

「ストロング・ストーリー」には、あなたの資産づくりへの様々な思いに応える「投資型年金 マニユソリューション」ならではの魅力が描かれています。

優れた運用会社の厳選されたファンドが選べます。

優れたファンドは優れた運用会社から生まれます。長期的かつ安定的に良好な運用成果を得るために、経営基盤・運用力に優れた運用会社とその運用会社を代表するファンドを厳選しラインナップしました。理想のセカンドライフ実現...
そのためには多彩な選択肢が必要ではないでしょうか。優れた運用会社の多彩なファンドからあなたの目的にあったファンドをお選びいただけます。



プロフェッショナルな資産配分が利用できます。

長期投資において最も重要であると言われる「資産配分」。ライフスタイル・ポートフォリオ(積極成長型・安定成長型・堅実成長型)は、現代投資理論に基づき、マニユライフ・ファイナンシャルグループにて開発したモデルを用いて、お客様の投資スタイルに最適な資産配分を提供します。具体的には、「二元的リスク・アプローチ」という手法により、長期と短期の両面から資産価値下落リスクを捉え、「同じリスクであれば、より高い収益を期待できる資産配分」「同じ期待収益であれば、よりリスクの低い資産配分」を追求し、外国株式・外国債券・日本株式・日本債券に幅広く国際分散投資する特別勘定です。

プロによる
資産配分

元本確保型特別勘定が選べます。

年金支払開始日まで継続すれば、元本を下回ることのないマニユライフ生命の独自ノウハウにより生まれた特別勘定です。運用実績に関わらず年0.05%(積立金額計算用利率)を最低保証します。もちろん、途中で他の特別勘定へスイッチングも可能です。

元本確保

詳細は7ページ以降をご覧ください。

プラス

マニユライフだからできる基本年金額の最低保証

「大切な資産だから、最低保証してほしい」マニユソリューションなら、定評のある投資信託で運用する特別勘定も含めて基本年金額を最低保証します。運用成果に関わらず、基本保険金額(一時払保険料)の80%に基づき計算される基本年金額を最低保証しますので、リスクの大きさが限定されています。あなたの理想の資産づくりをバックアップする、マニユソリューションならではの力強い機能です。

80%

最低保証

詳細は8ページをご覧ください。

すべての特別勘定間でスイッチングが可能

「いつでも変更できる安心感がほしい」マニユソリューションなら、元本確保型特別勘定も含めたすべての特別勘定間で、年4回まで無料でスイッチングできます。「今」と「これから」の変化に柔軟に対応できる機能により、あなたらしい資産づくりが可能となります。

柔軟性

詳細は12ページをご覧ください。

解約控除なしで積立金の引き出しが可能

「運用している間も『使う』たのしみはとっておきたい」多くのお客様が求める資金の流動性は、セカンドライフ充実には欠かせない機能と考えました。マニユソリューションなら、長期運用を基本に高い収益を目指す一方、短期資金ニーズにもお応えできます。

流動性

詳細は12ページをご覧ください。

投資スタイルを選べる投資型年金、マニュソリューションの基本機能。

資産運用実績によって積立金額や解約返戻金額が変動(増減)します。

年金支払開始日前の積立金の運用は特別勘定で行いますので、積立金額・解約返戻金額などは運用実績により増減します。

特別勘定の運用実績が良好な場合には、将来受取る年金額が大きくなり高い収益が期待できる一方、株式その他の有価証券の価格の下落など投資に伴うリスクも発生し、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。

特別勘定での資産運用は、ご契約日からご契約日を含めて9日目より開始します。

多彩な特別勘定からニーズにあわせて選択できます。

お支払いいただく一時払保険料は、全て特別勘定に投入されます。4つの投資スタイルに分類された、運用対象や運用方針の異なる多彩な特別勘定をラインナップしています。

特別勘定の種類



その中から1つ、または2つ以上の特別勘定の組み合わせを、ご契約者自身の判断で1%単位で自由に選択してご加入いただけます。

万一の場合の死亡保障には最低保証があります。

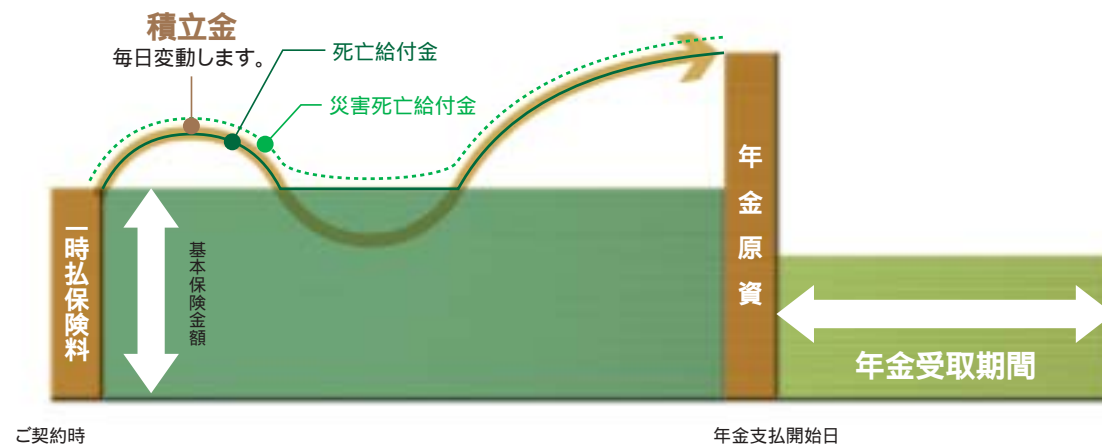
年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときは、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡給付金としてお支払いします(基本保険金額100%保証)。

不慮の事故または所定の感染症により死亡されたときは、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額と、積立金額の10%の合計額を災害死亡給付金としてお支払いします。

無診査(告知のみ)でご加入いただけます。

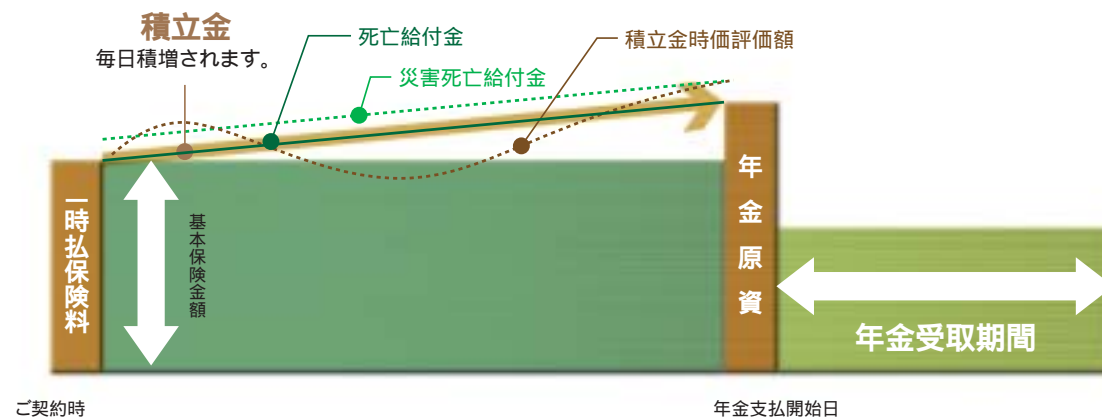
ご加入時に診査は必要ありません。告知していただく内容は、ご職業のみです。

積極成長型・安定成長型・堅実成長型の仕組み



この仕組みは年金原資が一時払保険料を上回った場合の例です。特別勘定の運用実績によっては、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。

元本確保型の仕組み



元本確保型は、年金支払開始日まで継続されれば、運用実績に関わらず積立金額計算用利率年0.05%を保証します。

年0.05%の最低保証により、年金支払開始日まで継続されれば、積立金が一時払保険料を下回ることはありません。ただし、契約管理手数料適用のご契約の積立金は、一時払保険料を下回ることがあります。

解約およびスイッチングにおいて、積立金時価評価額が積立金を下回っていた場合、解約返戻金額、スイッチングの積立金移転限度額は一時払保険料を下回ることがあります。

ライフスタイルにあわせて年金受取方法を選択できます。

確定年金：5年・10年・15年よりお選びいただけます。
5年・10年・15年確定年金
一定期間年金をお支払いします。

10年保証期間付終身年金
10年保証期間付終身年金
被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお支払いします。

年金支払開始日前であれば、年金の種類や年金支払期間を変更することも可能です。
年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価をお支払いします。
(10年保証期間付終身年金の場合は、年金支払期間を保証期間に読み替えてください。)

年金の一括受取
年金受取人のご希望により、年金を一括で受取ることができます。ただし、基本年金額の最低保証はありません。

運用成果に関わらず基本保険金額の80%を年金原資とした年金額を最低保証

年金一括受取される場合は、基本年金額の最低保証はありません。複数の特別勘定を組み合わせられた場合、それぞれの特別勘定ごとではなく、これら特別勘定の積立金合計が基本保険金額の80%を下回った場合に、基本保険金額の80%を年金原資とした年金額を最低保証します。

全ての特別勘定間でスイッチングが可能

詳細は12ページをご覧ください。

ウィンドウ期間中は解約控除なしで積立金の10%まで引き出し可能

詳細は12ページをご覧ください。

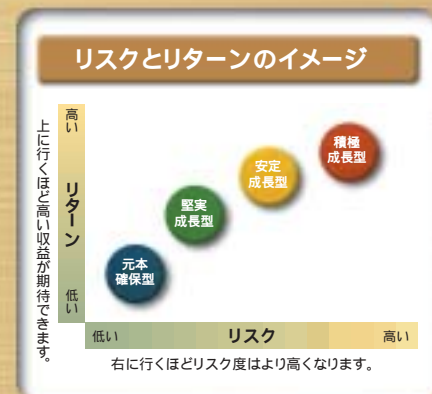
投資スタイルにあわせ、厳選された特別勘定をラインナップしました。

特別勘定一覧

(2004年11月現在)

特別勘定の種類	特別勘定名	主たる投資対象となる投資信託	運用会社	特別勘定の運用方針	運用資産分類
積極成長型 	日本成長株ファンド 積極成長型日本株式(A)	フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)	 フィデリティ投資株式会社	主として日本の上場株式に投資をします。個別企業分析により成長企業を選定し、利益成長性などと比較して妥当と判断される株価水準で投資を行います。株式の組入比率は、原則として高位を維持します。	国内株式型
	グローバル・ファンド 積極成長型外国株式(A)	フィデリティ・グローバル・ファンド VA3(適格機関投資家専用)	 フィデリティ投資株式会社	主として日本を含む世界各国の株式に投資をします。個別企業分析により成長企業を選定し、利益成長性などと比較して妥当と判断される株価水準で投資を行います。株式の組入比率は、原則として高位を維持します。原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いませんが、当社が必要と判断した場合には、特別勘定資産価値の保全を目的として為替ヘッジを行うことがあります。	世界株式型
	積極成長型 ライフスタイル・ポートフォリオ	—	 マニユライフ生命保険株式会社	長期的に資産価値を積極的に増やしていくために、他のライフスタイル・ポートフォリオと比較して、資産価値の変動の大きい資産により多く投資をします。最小限のリスクで最大限のリターンが得られるよう、効率的に分散投資をします。主な投資対象資産の種類は、外国株式、外国債券、日本株式、日本債券とし、各資産種類への投資は各資産種類を代表する市場指数を指標とするインデックスファンドなどを通じて行います。外貨建資産は、原則として為替ヘッジをします。	バランス型
安定成長型 	ユーロ・ボンド・ファンド 安定成長型外国債券(B)	ユーロ・ソブリン・オープンVA (適格機関投資家専用)	国際投信投資顧問 国際投信投資顧問株式会社	主としてEU加盟国の信用度の高い公社債(原則としてA格以上)に投資をします。高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに特別勘定資産の成長を図ることを目的として運用を行います。為替管理は、ヘッジ目的だけでなく、投資収益の確保を目指して行います。また、当社が必要と判断した場合には、特別勘定資産価値の保全を目的として為替ヘッジを行うことがあります。	世界債券型
	グローバル・ボンド・ファンド 安定成長型外国債券(C)	グローバル・ソブリン・オープンVA (適格機関投資家専用)	国際投信投資顧問 国際投信投資顧問株式会社	主として世界主要国の国債、政府機関債など(原則としてA格以上)に分散投資をします。高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに特別勘定資産の成長を図ることを目的として運用を行います。為替については、市場の動きが基準価額に大きく影響することが予想された場合には、国別資産配分の変更および一時的なヘッジをすることで、ファンド収益の確保・向上を図ります。また、当社が必要と判断した場合には、特別勘定資産価値の保全を目的として為替ヘッジを行うことがあります。	世界債券型
	ジャパン・バランス・アクティブ・ファンド 安定成長型バランスファンド	—	 マニユライフ生命保険株式会社	主として日本株式および日本債券に投資をします。日本株式と日本債券を最適なバランスで配分し、最小限のリスクで、安定的な収益の確保と長期的な資産の成長を目指します。日本株式と日本債券は、アクティブな運用により、市場の動きを上回る運用リターンを獲得し、長期的な資産価値の増加を目指します。	バランス型
堅実成長型 	安定成長型 ライフスタイル・ポートフォリオ	—	 マニユライフ生命保険株式会社	長期的に資産価値を安定的に増やしていくために、資産価値の変動の大きい資産と小さい資産に、バランス良く分散投資をします。最小限のリスクで最大限のリターンが得られるよう、効率的に分散投資をします。主な投資対象資産の種類は、外国株式、外国債券、日本株式、日本債券とし、各資産種類への投資は各資産種類を代表する市場指数を指標とするインデックスファンドなどを通じて行います。外貨建資産は、原則として為替ヘッジをします。	バランス型
	USショートターム・ファンド 堅実成長型外国債券(A)	—	 マニユライフ生命保険株式会社	主として短期の米国債、米国政府機関債、ならびに社債に投資をします。安定的な収益の確保を通じて、堅実な資産の成長を目指します。原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いませんが、当社が必要と判断した場合には、特別勘定資産価値の保全を目的として為替ヘッジを行うことがあります。	世界債券型
元本確保型 	堅実成長型 ライフスタイル・ポートフォリオ	—	 マニユライフ生命保険株式会社	長期的に資産価値を堅実に増やしていくために、資産価値の変動の大きい資産の組み入れは限定的なものと、資産価値の累積的な増大を長期的に図ります。最小限のリスクで最大限のリターンが得られるよう、効率的に分散投資をします。主な投資対象資産の種類は、外国株式、外国債券、日本株式、日本債券とし、各資産種類への投資は各資産種類を代表する市場指数を指標とするインデックスファンドなどを通じて行います。外貨建資産は、原則として為替ヘッジをします。	バランス型
	元本確保型特別勘定	—	 マニユライフ生命保険株式会社	投資適格公社債、現預金および短期金融商品などを主要な運用対象とします。元本の安全性に配慮し、安定した収益の確保を目指します。外貨建資産は、原則として為替ヘッジをします。	債券型

特別勘定の運用方針および主たる投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。特別な事情がある場合は、既設の特別勘定を廃止することがあります。また、今後特別勘定を新設することがあります。各特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。



重要なご確認事項(特別勘定について)

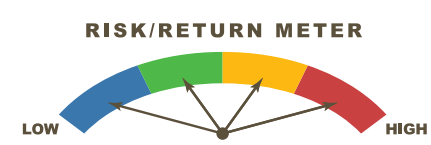
変額個人年金保険では、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額などの変動につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのためマニユライフ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。

特別勘定の資産運用は、左記の運用方針に基づいて行い、その運用成果はご契約者に帰属しますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクもご契約者が相応に負うこととなります。なお、運用の結果、解約返戻金などが一時払保険料を下回ることもあります。したがって、変額個人年金保険では、資産運用の結果が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額、年金額などに反映され、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。

ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

契約日から契約日を含めて9日目より特別勘定による運用を行います。

メーターは何をさしている? ~ リスク/リターンメーターについて



リスク/リターンメーターは、マニユソリューションの各特別勘定のリターン(期待される運用成果)と潜在的リスク(運用成果の変動の振れ)の相対的な大きさのイメージを針が指し示す色によって表したものです。一般的に、期待されるリターンが大きければ潜在的リスクも大きくなるという相関関係があります。赤の部分は大きなリターンが期待できる反面、潜在的リスクが最も高いことを示しています。一方、青の部分は潜在的リスクと期待されるリターンの程度が相対的に最も低いことを表します。

保険関係費と運用関係費

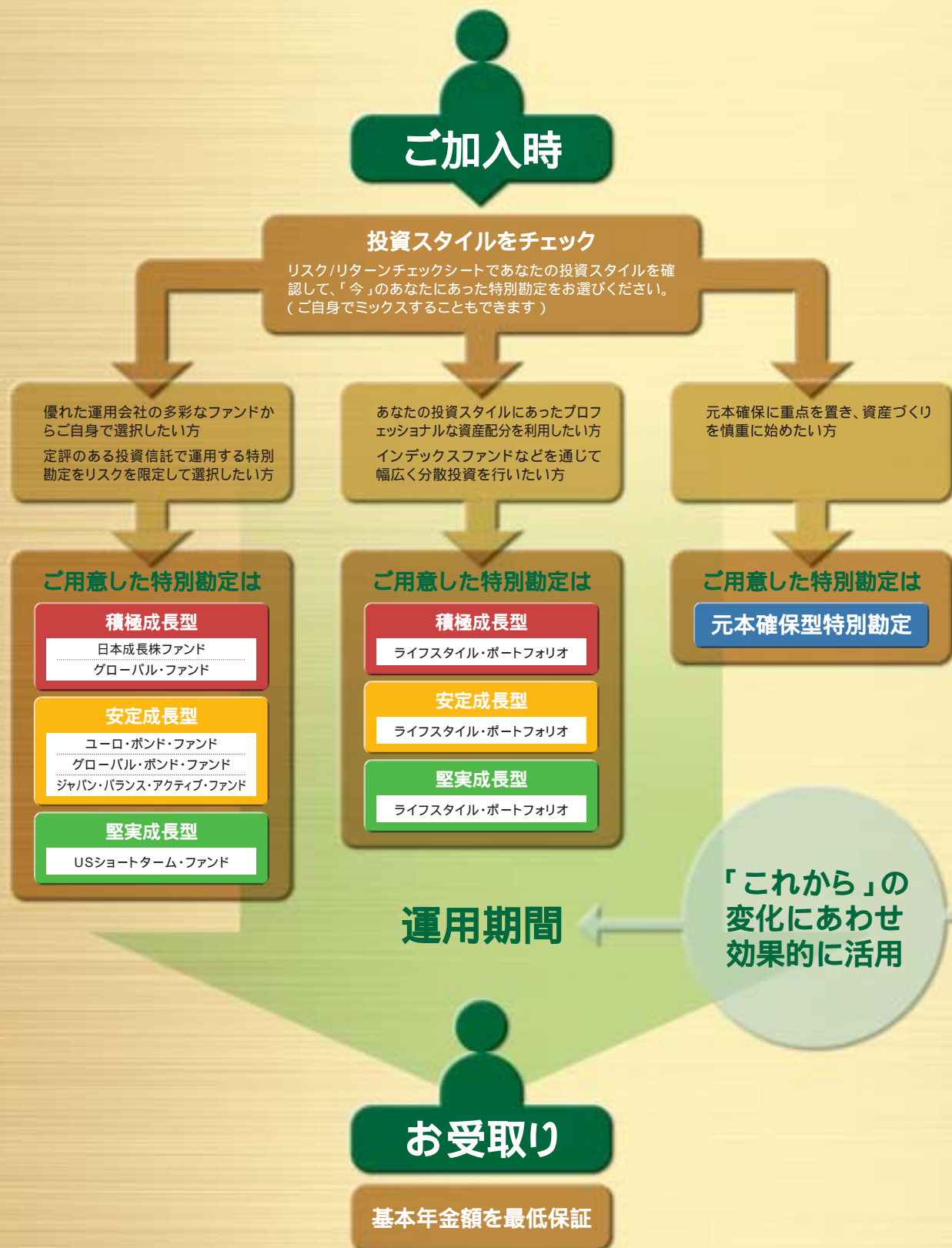
特別勘定の種類	保険関係費	運用関係費
積極成長型	1.25%	1.75%
安定成長型	1.25%	1.25%
堅実成長型	1.25%	0.75%
元本確保型	1.00%	0.25%

(年率)

お預かりする一時払保険料はすべて特別勘定に投入します。したがって、保険契約を維持・管理する手数料などとして、保険関係費を年金支払開始日前まで各特別勘定の積立金から、毎日左記年率の1/365ずつ控除します。特別勘定の資産運用にかかる運用関係費として、年金支払開始日前まで各特別勘定の積立金から、毎日左記年率の1/365ずつ控除します。

その他諸費用の詳細は15ページをご覧ください。

将来のために、いま、始めることが大切です。 マニュソリューションなら、「今」と「これから」の 変化に柔軟に対応できます。

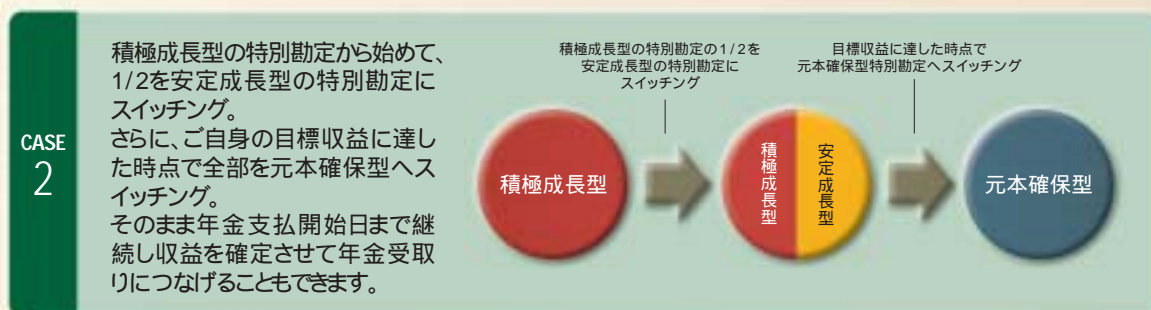


積立金の移転(スイッチング)

ご契約後も年金支払開始日まで、金融市場や投資スタイルの変化にあわせて、ご自身の判断で自由に積立金を移転(スイッチング)することができます。年間4回までは手数料はかかりません。

【スイッチング例】

積立金の全部あるいは一部をスイッチングすることもできます。



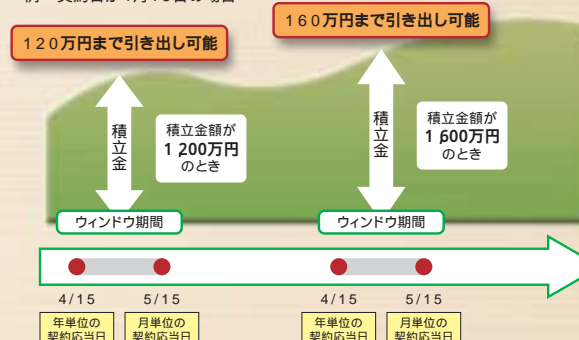
元本確保型の積立金移転限度額は、積立金時価評価額と積立金額の少ない方の金額となります。契約日から契約日を含めて8日間は移転できません。最低申出金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金が1万円未満のときは、積立金の全額をスイッチングの最低申出金額とします。

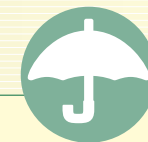
積立金の引き出し

毎年、年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日までの期間(=ウィンドウ期間)は、解約控除なしで積立金の10%までを引き出すことができます。

契約日から10年未満に10%を超える引き出しを行う場合、10%を超えた部分は一部解約として解約控除がかかります。積立金の引き出しは、毎年のウィンドウ期間に1回限りとします。積立金の引き出しをした結果、基本年金額が5万円未満となる場合は、お取扱いできません。

例 契約日が4月15日の場合





(1) 支払保険料

一時払保険料	生命保険料控除の対象となります。 <対象額> (一時払保険料)
---------------	------------------------------------

変額個人年金保険は所得税法上、個人年金保険料控除ではなく一般の生命保険料控除の対象となります。
一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

(2) 解約返戻金

解 約	所得税(一時所得)+住民税 <対象額> [(解約返戻金)-(一時払保険料)]-(特別控除50万円)×1/2 特別控除は当年中の他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
確定年金を選択され、ご契約日より5年以内に解約した場合 ¹	20%源泉分離課税² <対象額> (解約返戻金)-(一時払保険料)

¹ 10年保証期間付終身年金を選択した場合、契約日から5年以内の解約に伴う解約差益は一時所得となります。
² 解約差益がない場合には課税対象となりません。

(3) 年 金

年金での受取	所得税(雑所得)+住民税 <対象額> (年金年額)-(必要経費) ¹	
年金の 一括受取	確定年金の場合	所得税(一時所得)+住民税 <対象額> [(受取金額)-(受取金額×必要経費割合 ²)]-(特別控除50万円)×1/2 特別控除は当年中の他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
	10年保証期間付 終身年金の場合	所得税(雑所得)+住民税 <対象額> (受取金額)-(受取金額×必要経費割合 ²)

¹ 必要経費 = 年金年額 × 必要経費割合²
² 必要経費割合 = 一時払保険料 ÷ 年金の支払総額またはその見込額³
³ 年金の支払総額またはその見込額 確定年金の場合: 年金支払総額 = 年金年額 × 年金支払期間
10年保証期間付終身年金の場合: 年金の支払総額の見込み額 = 年金年額 × 平均余命と保証期間のいずれか長い年数
ご契約者と年金の受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税(年金受給権の評価額)が適用されます。さらに年金支払開始後は雑所得として所得税が課税されます。

(4) (災害)死亡給付金

契約例			課税の種類
契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	相続人	相続税(非課税制度の適用あり)
本人	本人	相続人以外	相続税(非課税制度の適用なし)
本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

所得税について

一時所得および雑所得は、上記計算式で求められた対象額が他の所得税対象額と合算され、総合課税されます。

相続税法上の具体例

相続税法第12条「死亡給付金の非課税制度」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。

「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます。

例)死亡給付金が3,000万円で、法定相続人が4人(配偶者および子供3人)の場合
500万円 × 4人 = 2,000万円 ... 非課税となります
3,000万円(死亡給付金) - 2,000万円(非課税) = 1,000万円(課税対象)

実際に受取る死亡給付金3,000万円に対して、1,000万円が課税対象となります。

相続税法第24条「年金受給権の評価」について

年金受取人が年金支払期間中に死亡した場合、相続人が相続する年金の受給権の評価は、一般的に、将来実際に受取る年金総額より小さくなります。

確定年金の評価

残存期間の年金総額×評価割合

終身年金の評価

年金年額×評価倍数

残存期間	評価割合	権利取得時の年齢(相続時の被保険者の年齢)	評価倍数
5年以下	70/100	25歳以下	11倍
5年超 10年以下	60/100	25歳超 40歳以下	8倍
10年超 15年以下	50/100	40歳超 50歳以下	6倍
15年超 25年以下	40/100	50歳超 60歳以下	4倍
25年超 35年以下	30/100	60歳超 70歳以下	2倍
35年超	20/100	70歳超	1倍

保証期間付終身年金の場合、保証期間を確定年金の期間として評価した額か、終身年金として評価した額のいずれか高い方の額となります。

契約形態) 契約者: 本人 被保険者: 子(配偶者) 年金受取人: 本人 死亡給付金受取人: 本人
年金種類: 10年確定年金 年金年額: 500万円 確定年金の評価を適用した場合

年金受取開始後2年で契約者=年金受取人死亡のため、被保険者が年金受取残存期間8年分の年金受給権を相続した場合

受取年金総額 ... 500万円 × 8年 = 4,000万円

年金受給権の評価額 ... 500万円 × 8年 × 60% (評価割合) = 2,400万円

実際受取る年金総額4,000万円に対して、1,600万円の相続税課税対象額の圧縮効果があります。

税制については、2004年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。



解約

解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、払い込まれた保険料に比べ少額となることがあります。

解約返戻金

解約返戻金は、所定の請求書類がマニユライフ生命の本社に到着した日(休日のときは翌営業日。請求書類に不備があるときは、請求書類が完備した日。)の積立金額になります。ただし、経過10年未満の契約については、下記の解約控除が行われます。

元本確保型で、解約計算基準日の積立金時価評価額が積立金額より大きい場合には積立金額、積立金時価評価額が積立金額より小さい場合には積立金時価評価額が解約返戻金額となります。

解約控除

解約日が契約日から10年未満の場合、経過年数により定められた解約控除を行います。

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

解約控除率表

クーリング・オフによる契約申し込みの撤回には、解約控除は適用されません。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
解約控除率	7.50%	6.75%	6.00%	5.25%	4.50%	3.75%	3.00%	2.25%	1.50%	0.75%

経過年数とは、ご契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。

一部解約

年金支払開始日前に限り、保険契約の一部を解約し、積立金を減額することができます。その場合、各特別勘定の積立金額は、同一の割合で減額されます。

一部解約をした場合、積立金と同じ割合で基本保険金額、基本年金額および元本確保型の特別勘定の積立金時価評価額も減額されます。
一部解約して基本年金額が5万円未満となる場合は、お取扱いできません。

諸費用

(1) 保険関係費と運用関係費(全てのご契約者にご負担いただく費用)

お預かりする一時払保険料はすべて特別勘定に投入します。したがって、保険契約を維持・管理する手数料などとして、保険関係費を年金支払開始日前まで各特別勘定の積立金から、毎日下記年率の1 / 365ずつ控除します。

特別勘定の資産運用にかかる運用関係費として、年金支払開始日前まで各特別勘定の積立金から、毎日下記年率の1 / 365ずつ控除します。

特別勘定の種類	保険関係費	運用関係費 (年率)
積極成長型	1.25%	1.75%
安定成長型	1.25%	1.25%
堅実成長型	1.25%	0.75%
元本確保型	1.00%	0.25%

保険関係費は、新契約成立・維持管理に必要な費用です。死亡給付金、災害死亡給付金、基本年金額を最低保証するための費用が含まれています。
運用関係費は、信託報酬、マネジメント費用、保管費用などが含まれています。
公表されるユニットプライスは保険関係費および運用関係費が控除された後の金額となります。

(2) 契約管理手数料(特定のご契約者にご負担いただく費用)

一時払保険料が200万円未満の保険契約については、契約管理手数料として月額400円を月単位の契約応当日に積立金から控除します。

1契約に2つ以上の特別勘定の積立金がある場合は、それぞれの積立金額で按分した金額を各特別勘定から控除します。

(3) スイッチング手数料(特定のご契約者にご負担いただく費用)

1保険年度において、4回まではスイッチングが無料で行えます。

1保険年度に4回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。

(4) 年金管理費(年金支払中にすべてのご契約者にご負担いただく費用)

支払年金額(年額)の1%を、年金管理費として年金支払日に控除します。

諸案内などにおける(基本)年金額は、既にこの控除が行われた後の金額となっています。

各種お取扱いについて

保険料のお取扱い 100万円以上で1万円単位。被保険者単位で5億円までです。

払込方法 一時払いのみとなります。

契約日(責任開始日) 下記の時点から保険契約上の責任を負います。
保険契約の申込みを承諾した後に一時払保険料相当額を受取った場合には、一時払保険料相当額を受取った時。
一時払保険料を受取った後に保険契約の申込みを承諾した場合には、一時払保険料相当額を受取った時(被保険者に関する告知の前に受取った場合には、その告知の時)。
会社の責任が開始される日を契約日とし、保険期間の計算はその日を基準として行います。

契約年齢 被保険者の契約年齢で0～80歳までです。

ご契約時の契約年齢は契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月以下の時は切り捨て、6か月を超える時は切り上げます。
契約締結後の年齢は、ご契約時の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。例えば、50歳7か月の場合、契約年齢は51歳となります。

契約日から年金支払開始日までの期間 被保険者の契約年齢により10年～50年までです。

年金開始年齢と受取方法

年金支払開始日の被保険者年齢	年金受取方法
50～70歳	5年・10年・15年確定年金、10年保証期間付終身年金
71～75歳	5年・10年確定年金、10年保証期間付終身年金
76歳以上	5年確定年金

年金開始年齢は50歳からお取扱いします。

年金種類・年金支払期間の変更 年金支払開始日前に限り、所定の条件を満たす場合、以下の変更をすることができます。
年金種類の変更
確定年金の年金支払期間の変更

告知について 従事している職業について書面でお伺いいたします。

契約者配当金 年金支払開始日前は、無配当です。
年金支払開始後は、5年ごとに利差配当を行います。

その他 契約者貸付、特約付加、年金支払開始日の変更、基本年金額の増額はお取扱いできません。

クーリング・オフについて お申込者またはご契約者はご契約の申込日から、申込日を含めて8日以内に書面にて、契約申込みを撤回することができます。
お申し出方法は、郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)にマニユライフ生命の本社宛てお申し出ください。



郵送で...

▶ 運用レポート

① 年4回(3月・6月・9月・12月末)

四半期運用実績のお知らせ
ご契約内容、ご契約の現況など各ご契約ごとにご契約者に郵送します。

クォーターパフォーマンスレポート
(四半期運用報告)

経済・市場概況および各特別勘定ごとの運用概況、
組入銘柄などについてご契約者に郵送します。

② 年1回(事業年度末)

特別勘定の決算内容のお知らせ
特別勘定の資産の内訳および
運用実績などをご契約者に郵送します。

保険契約	元本確保型以外	元本確保型
保険証券番号	積立金額	積立金額
契約者名	積立金移転限度額	積立金移転限度額
被保険者名	ユニット数	3か月間の積立金額
死亡給付金額	ユニットプライス	計算用利率
解約返戻金額		
3か月間の 契約内容変更履歴 (積立金の移転、一部解約を含む)		



ご加入

運用状況の
お知らせ

カスタマー
サポート

お受取り

after service

マンユライフのアフターサービス

ご契約から年金受取まで、充実したアフターサービスで
お客様の長期の資産づくりを確実にサポートします。



Webで...

▶ ホームページ

<http://www.manulife.co.jp>

マンユソリューションに関する最新情報
やユニットプライス、
クォーターパフォーマンスレポート
(四半期運用報告)は
ホームページで
随時ご確認いただけます。



電話で...

▶ コールセンター

ご自身のご契約内容や
各特別勘定のユニットプライスの状況など
のご質問、お問い合わせを受け付けております。
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)まで、
お問い合わせいただけます。

0120-063-730



お手続き

▶ 各種お手続きに関する 書類請求

下記のお手続きが生じましたら
左記コールセンターまで必要書類をご請求ください。

お手続き内容

積立金移転(スイッチング)	積立金の引き出し
解約・一部解約	年金・給付金の請求
契約内容変更	住所変更
保険証券再発行	改姓・改名 など